

厳しい農業情勢の打開を求める意見書

世界的な人口増加等に伴う食料需要の拡大の一方、気候変動などにより農地面積や収量の減少などが見られる中、ウクライナや中東情勢の悪化等に加え、円安などの影響により輸入する生産資材価格等が高騰しており、農業経営の悪化による離農者の増加など、農業生産基盤の脆弱化が懸念されている。

こうした中、第213回通常国会に提出、成立した食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律(以下「基本法」という。)においては、基本理念の一つとして「食料安全保障の確保」を加え、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」と規定した。

昨今の世界情勢を踏まえ、過度な輸入依存から脱却した持続可能な国内の農業生産基盤の強化や、消費者の理解醸成を前提とした合理的な価格形成を図る政策が必要である。

また、同じく提出された、食料供給困難事態対策法案では、不測時における食料の安定供給のための措置において、販売調整・生産拡大などに係る計画の届出指示への違反や立入検査の拒否に対する罰則を設けることとされているが、官・民・農が一体となって国民の食料安全保障の確保を行っていくためには、農業者等への罰則ではなく、インセンティブによる政策誘導を図ることが必要である。

以上のことから、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の厳しい経営状況を打開するため、次のとおり要望する。

記

- 1 基本法の理念で掲げる食料安全保障の確保のため、国内の農業生産基盤の維持・強化、担い手の育成・確保などに向けた予算を拡充すること。

また、新たな食料・農業・農村基本計画の策定にあたっては、現行計画における食料自給率目標が未達成となっている経過を踏まえ、年一回の目標達成状況の調査及び公表を行い、未達成時においては具体的な施策や予算措置を講じること。

- 2 合理的な価格形成においては、生産コスト上昇分を一方的に消費者に負担させるのではなく、国も一定程度の負担をするよう法制化を進めること。

また、予期せぬ急激な生産コストの増加については、国が責任を持って農業者への対策を講じるとともに、生産コストを価格に反映しきれない恒常的な赤字に対して、再生産可能な所得補償政策を早急に講じること。

- 3 食料供給困難事態対策法案については、農業者や農業者団体等が需要に応じた生産に努めてきた経過を踏まえ、前科を伴う罰則規定は除外し、インセンティブによって政策誘導を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 あて